

令和 2 年度京都市保健所運営方針取組結果

1 医療衛生施策の推進

感染症や食中毒などの健康危機事案の拡大防止、「民泊」に対する通報等への対応や違法・不適正な「民泊」の根絶に向けた取組の推進など、本市の医療衛生施策について、関連する部署と密な連携を図り、市民の安全・安心の確保に向けた取組を推進していく。

主な関連施策・事業	令和 2 年度取組結果
ロタウイルスワクチン定期接種の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年 10 月 1 日から定期接種化（令和 2 年度接種実績：8,280 件） ・定期接種化の周知のため、広報発表や京都市情報館での専用ページの掲載，協力医療機関及び市内産科医療機関におけるポスター掲示，各区・支所保健福祉センターにおけるチラシ配布を実施
H A C C P に沿った衛生管理の周知及び導入支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・施設への立入調査時や郵送による周知（周知件数36,650施設） ・導入方法の解説動画の作成，ホームページの充実 ・事業者からの依頼による講師派遣型出張講習会や区役所等における参加者募集型講習会の開催（実施回数51回，延べ参加人数1,560人）

2 「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた取組の推進

平成30年3月に策定した「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」をはじめ、「京都市口腔保健推進実施計画『歯ッピー・スマイル京都』」や「健康長寿のまち・京都食育推進プラン」等の各分野別計画に基づき、「健康長寿のまち・京都」の実現に向け、京都ならではの地域力・文化力の強みを生かした健康づくりを、あらゆる施策の融合や、「健康長寿のまち・京都市民会議」をはじめとした関係機関、さらには地域住民と一丸となって推進する。

また、保健福祉センターでは、子ども・障害・高齢などの各分野や地域力推進室と横断的に連携し、各種団体・関係機関、地域住民との協働により、地域における健康づくり事業の取組を通じて、区役所・支所の独自性を生かした、市民が地域で自主的に健康づくりに取り組むまちづくりを推進する。

主な関連施策・事業	令和2年度取組結果
地域における健康づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、7月までは事業を中止し、再開後も事業の実施について慎重に判断しつつ取り組んだ結果、実施回数は、前年度比45%にとどまった(実施回数759回,参加者数22,312名)
健康長寿のまち・京都推進プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康長寿のまち・京都いきいきポイント」については、家族や友人、職場の仲間などのグループで応募するとプレゼント当選確率が2倍となる「グループ応募システム」を導入するとともに、手帳内に広告ページを設け、その広告収入において多彩なプレゼントを新たに確保するなど取組の充実を図った(プレゼント応募件数:14,545件) ・「健康長寿のまち・京都いきいきアワード2020」では、大賞4組、新しい生活スタイル賞1組、スタートアップ賞1組、奨励賞27組(計33組)を決定し、受賞者の取組等を動画にまとめ、YouTubeでの発信を行うとともに、リーフレットを発行し健康づくりの先進・優良事例として市民周知を図った
医療、介護等の統合データ分析事業	<ul style="list-style-type: none"> ・疾患の発生状況や、その予防・治療・介護の実態を明らかにし、健康寿命の延伸に活かすことのできるエビデンスの収集を図ることを目的に、本市が保有する医療レセプト、健診結果、介護レセプト等の統合データの分析を実施(令和2年度の分析テーマ:後期高齢者の大腿骨近位部骨折)
障害者歯科診療促進調査研究事業	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府歯科医師会、京都歯科サービスセンター、京都市で障害者歯科診療の提供に係る検討会開催(2回) ・市内の歯科医療機関を対象に障害者歯科診療の実施状況調査を実施(令和3年3月)

<p>フレイル対策モデル事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東山区に加え、左京区及び右京区においても、自主的に介護予防の活動に取り組むグループ等に対して、管理栄養士等の医療専門職連携による改善プログラムの提供を行う等、総合的なフレイル対策の取組を推進
<p>災害時医療救護活動体制整備事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時医療救護活動の調整を担う本部機能の確保を目的に、衛星電話等の各種器材を配備 ・京都府歯科医師会と締結した「歯科医療に係る災害医療救護活動に関する協定」に基づき、歯科医療救護活動がより実効性のあるものとなるよう、京都府歯科医師会との災害時歯科医療救護活動に係る検討会を実施（1回目：令和2年12月25日、2回目：令和3年3月3日） ・発災時における災害時医療救護活動をより効果的かつ円滑に実施することを目的に、平時から各関係機関・団体が災害時医療救護活動に係る各種取組や課題等を共有し、強固な連携体制を構築することを目的とした「京都市域災害医療連絡協議会」を設置し、第1回目の協議会を開催（令和3年3月29日）

3 母子保健の推進

母子保健の最大の強みは、妊娠前から始まり、妊娠期、出産前後、育児期に応じた体系的なサービスを、母子保健の特色である、全ての母子を対象とすることを前提としたポピュレーションアプローチの考え方にに基づき展開していることである。

そのうえで、母子の心身の状況について、保健医療的立場から専門的・継続的な把握に努めるとともに、その情報を基にアセスメントを行い、将来起こりうる状況を予測し、現在、必要な支援につなぐ予防的な切れ目のない支援が求められている。

子どもはぐくみ室は、このポピュレーションアプローチを活かし、母子保健法が定める「子育て世代包括支援センター」として妊産婦や乳幼児・学童等の状況を継続的かつ包括的に把握し、地域の関係機関と連携しながらきめ細やかな子育て支援を提供する役割を有している。

さらに平成31年度（令和元年度）からは、妊娠期から18歳までのすべての妊婦や子ども、子育て家庭に対して、子どもの最善の利益や安全の確保に主眼をおいて支援機能を発揮するために、子どもはぐくみ室を「子ども家庭総合支援拠点」としても位置付け、保健と福祉が融合したメリットを最大限に活かし、切れ目のない支援に取り組むことが求められている。

児童虐待の未然防止の観点では、すべての妊産婦及び子どもの状況を継続的に把握できるポピュレーションアプローチのメリットを活かした支援を展開することで、個々の家庭が抱える状況やニーズに「気づき」、継続的な支援等に早期に「つなぎ」、課題や困難を抱える子どもや子育て家庭への支援に展開していくことが求められている。そのためには、母子保健事業の本来の目的である、全ての母子の健全育成を図るという基本に立ち戻り、支援を実施することが重要である。

これらの支援については、地区活動を原点としたものであり、地区活動から把握した健康課題については、地域全体の課題として捉え、地区診断を実施し、地域の母子保健の水準が向上していくよう、PDCAサイクルに基づいた母子保健事業・施策を展開していくことが重要である。また、健康課題を解決する手法として、訪問指導、健康相談、健康教育及び地区組織等の育成等を通じて積極的に地域にアウトリーチし、地域が主体的かつ継続的な健康づくりを推進できるよう支援することが必要である。

母子保健事業・施策の実施に当たっては、特に、次のことに留意して、ポピュレーションアプローチの強みを生かし、支援が利用者の目線からみて切れ目なく一貫性のあるものとして提供されるよう努める。

主な関連施策・事業	令和2年度取組結果
多胎妊娠への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 多胎妊娠をされている方に、妊婦健康診査受診券（基本健診6回分、超音波検査3回分）を追加交付（基本健診：225件、超音波検査：194件）
新生児聴覚検査費用助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、全ての新生児を対象に、新生児聴覚検査に要する費用の一部を助成（6,229件）

4 地域精神保健福祉施策の推進・難病患者への支援

平成30年3月に策定した「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（京都市障害者施策推進計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）」に基づき、障害のある人もない人も、全ての人が違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進することを基本方針に、障害のある人が生きがいや働きがいを持って、地域で自立して安心して生活できる共生社会の実現に向けて取り組む。

各区役所・支所障害保健福祉課では、3障害（身体・知的・精神）及び難病にかかる相談窓口として、保健と福祉の両面から広い視点での相談援助活動に取り組む。また、さらに重複障害のある方等の援助対象者のニーズに応じて、障害福祉ケースワーカーと保健師が密に連携協力を図り、適切かつ細やかな対応に努める。

主な関連施策・事業	令和2年度取組結果
精神障害者の退院後支援（継続）	<ul style="list-style-type: none"> 措置入院及び緊急措置入院を經由し退院する市民のうち、本市が退院後支援を行う必要があると認め、かつ計画作成に同意する者に対し、退院後支援計画に基づく支援を実施（計画作成件数：8件、支援終了件数：12件）
検索連動型広告を活用した自殺対策（継続）	<ul style="list-style-type: none"> 「自殺」や「死にたい」等の希死念慮がうかがえるキーワードをツイート、リツイート及び検索した市民に対し、本市のこころの相談に関する広告を表示し、相談機関への相談に誘導（クリック数：17,486回）

5 保健福祉センターが一体となった総合的な支援の実施

虐待、ひきこもり、生活困窮、制度のはざま等の複合課題を抱える世帯等、地域では対応が困難な課題を、関係機関・団体との連携の下、しっかりと受け止め、保健福祉センターの各分野における専門的な支援や地域団体による支援が、世帯の状況に応じて適切に組み合わせられ、それぞれが持つ強みや機能を十分に発揮し合い、一体的に実施されるよう、統括保健師の調整の下、庁内や地域団体との情報共有、連携強化に取り組む。

とりわけ、保健福祉センターの各課・室は、それぞれが所管する既存施策の適用だけでなく、より早い段階から支援が必要な人を施策につなげるという法の趣旨を最大限に踏まえて、個々の世帯や関係機関による支援状況に合わせた支援方針に基づき、見守りや寄り添いといったマンパワーによる支援を積極的に行うなど、職員一人ひとりがのりしろを持って、支援者の立場で主体的に関わることを、支援に当たっての共通の基本姿勢として位置付ける。

一方、平成30年3月、平成31年1月と立て続けに児童虐待による死亡事案が発生したことを受け、厚生労働省から「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が発出される等、児童虐待対策の強化が求められており、各区役所・支所においても、子どもはぐくみ室をはじめとした保健福祉センター内の各部署及び児童相談所や関係機関の連携のもと、児童がいる世帯全てについて、訪問調査活動時等に児童の状況を的確に把握することにより、子どもや家庭に係る課題に「気づき」、適切な関係機関や施策に「つなぐ」ことで、地域で生活している子どもや子育て家庭に対し、身近な地域における強みを生かした、全ての子どもと子育て家庭の支援の充実を図る必要がある。このため、全ての子どもの命と健康、生活を守り、子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを目指し、子どもはぐくみ室の支援の充実を図っていく。

主な関連施策・事業	令和2年度取組結果
ひきこもりの相談窓口一元化等による支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年9月、ひきこもりに関する相談窓口を全年齢型に再編し、相談窓口と支援の中心となる保健福祉センターとを合わせて「ひきこもり地域支援センター」として位置付け（相談件数（9月～3月）：267件） ・ひきこもり状態にある方への包括的な支援の調整役を担う「寄り添い支援係長」（各区役所・支所に1名ずつ、計14名）を配置 ・関係機関も参画し、支援方針や支援の役割分担を組織的に決定する「ひきこもり支援調整会議」を区役所・支所ごとに設置 ・保健福祉センターの各課・室が主体的に関わってもなお制度の狭間となるひきこもり状態にある方や家族に伴走型の支援を行う「よりそい支援員」を配置
地域あんしん支援員設置事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域あんしん支援員が地域や関係機関との連携の下、複合的な課題を抱える支援対象者の生活課題の改善に取り組み、123世帯に対し支援を実施